土地や建物の相続登記はお済みですか?

法務局で取り扱っている「不動産登記」は、大切な財産である土地や建物の状況(所在、面積など)、 所有者や債権者の住所氏名などを登記簿に記録し、一般に公開することにより取引の安全を図ることを 目的としていますが、土地や建物の所有者が死亡したときや建物を増築したときなど、登記を申請しな ければ法務局にある登記簿の内容は変更されません。

特に、不動産の所有者が亡くなり、「相続登記」をしないで放置しておくと、更に相続人のうち誰か が亡くなって新たな相続が発生するなど権利関係が複雑になり、相続人間のトラブルが発生したり、所 有者不明の土地問題や空き家問題の原因になるとも言われています。

なお、登記手続をご自身で行うこともできますが、所有者などから依頼されて登記の申請を代理して 行う専門家として、「司法書士」、「土地家屋調査士」がいます。司法書士は所有権の移転や抵当権の抹 消などに関する登記の申請代理を、土地家屋調査士は建物の新築や土地の分筆などに関する登記の申請 代理を行います。

法務局又は司法書士会・土地家屋調査士会へお気軽にお問合せください。

お問い合せ先

011 - 709 - 2311札幌法務局

0125-23-2330 (滝川支局)

(ホームページ) http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo

札幌司法書十会 011-272-9035 (法律相談センター)

(ホームページ) http://www.sihosvosi.or.ip/

0125-23-7737 (滝川地区)

札,幌土地家屋調査士会 011-271-4593

(ホームページ) http://www.saccho.com/

「広報うらうす」」に広告を載せでみませんか?)

縦4cm×横15cm 4,000円 1号広告 縦4cm×横 7cm 2,000円 2号広告





札幌弁護士会 中空知法律相談センター

登記・相続に関するQ&A 「登記しなくても大丈夫?」

- Q 最近父が亡くなりましたが、父名義の不動産の登記は、そのままにしておいても大丈夫ですか?
- A 相続登記は、いつまでにしなければならないという決まりはありません。しかし、登記名義をそのまま放置しておくと、次の問題が発生します。
 - ① 相続人のうち誰かが亡くなってしまうと新たな相続が発生するなど権利関係が複雑になってしまう。そのため相続人間のトラブルが発生しやすくなる。
 - ② 相続人が認知症などになってしまった場合、裁判所に成年後見人を選任してもらわなければならないなど、その手続に余分な時間や費用がかかってしまう。
 - ③ 土地を売ったり、土地を担保にしてお金を借りることができない。
 - ④ 相続登記の際に必要な住民票の除票などの書類が、保存期限の経過などにより取得することが困難になってしまう。

など、様々な問題が発生しますので、相続登記は早めに行っておくことをお勧めします。 ご不明な点は、法務局へお気軽にお問合せください。

■お問合せ先

札幌法務局滝川支局 0125-23-2330 (ホームページ) http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo

専門家に相談してみませんか? 無料法律相談会

雨竜町在住の司法書士・行政書士 木村幸一先生による無料法律相談会を開催します。

日 時 10月9日(水) 10:00~12:00

場 所 浦臼町商工会館

相談内容 相続、遺言、登記(法人・不動産)、債務整理、民事裁判、成年後見 等

詳細は 浦臼町商工会へ

☎0125-67-3331

令和元年度 浦臼町社会教育事業

女性なんでも体験講座 ★機織り体験講座★参加者募集

肌寒くなる季節にピッタリな、マフラーを織ります。

卓上の機織り機を使い、「機織り」に挑戦してみませんか?

- ●開催期日 令和元年10月16日(水)・23日(水)
- ●開催時間 午前10時~午後3時
- ●開催場所 浦臼町農村センター第1研修室
- ●募集対象 町内在住の女性(2回受講出来る方)
- **●募集人数** 13名
- ●参加料 一人 500円(他に教材費として別途かかります)
- ●参加申込期限 令和元年10月4日(金)
- ●参加申込先 浦臼町教育委員会社会教育係 Tal68-2166